第十三条中「から第十号まで及び第十二号」を「、第九号、第十一号及び第十三号」に改める。

第十七条第三項中「第一項第十五号」を「第一項第十六号」に、「第二項第八号」を「第二項第九号」に改め、同条第四項中「第一項第十六号」を「第一項第十七号」に改める。

附則第四条第二項中「第十号」を「第十一号」に改める。

附則第五条中「第十二号」を「第十三号」に改める。

**附　則**

この省令は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十七号）の施行の日（平成二十七年八月十日）から施行する。